

○財務省告示第二百二十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年六月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第八十二回、第八十三回、第八十四回、第八十六回、第九十三回及び第一百九回）及び利付国庫債券（三十年）（第五回、第六回、第十回、第十一回、第十二回、第十三回、第十五回、第十九回、第二十六回、第二十八回、第二十九回、第三十回及び第三十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
二	発行の根拠	発行の根拠
三	法律及びその条項の適用	法律及びその条項の適用
四	発行方法	発行方法
五	募入決定の方法	募入決定の方法

六	発行額	額	五	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額と	す。整数倍の金額に最も	平成十二年六月八日	発行対象国債ごと金額	百円につき、次の算式により算	出した金額
七	払込金額	額	万	二億七千六百十九	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
八	最低額面金	額	五	五万	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
九	振替単位	位	九	九	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
十	発行価格	日	十	十	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
十一	発行額	日	十	十	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{100 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十二 利率
十三 経過
の払込み

(一) 別表のとおり
(二) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受け、次算
式により、払込金額の追加額を第二
十号の規定する。期日に払い込
むものとする。

の率前十発行、
金の債の第の発は、
面債国が日合に
の象国象日期場
の象対翌行払る
債対行の発支る
国対行の発日る子
象対各期す利にな
行各各期す利にな
対各各期す利にな
発行各各期す利に
各額×100×支規数同／365
各総／利号過日弊。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十回） （第十年） （国庫債券）	一・一％	平成三十四年四月二十五日	五百十五億円
（利付） （第三十回） （十年） （国庫債券）	二・四％	平成三十四年四月二十三日	百四十億円
（利付） （第三十回） （十年） （国庫債券）	二・二％	平成三十五年四月二十三日	二百億円
（利付） （第二十九回） （十年） （国庫債券）	一・九％	平成三十四年四月二十一日	四十六億円
（利付） （第二十九回） （十年） （国庫債券）	二・〇％	平成三十四年三月二十九日	六億円
（利付） （第二十八回） （十年） （国庫債券）	二・三％	平成三十四年三月二十八日	七十四億円
（利付） （第二十八回） （十年） （国庫債券）	二・〇％	平成三十四年三月二十七日	百七十三億円
（利付） （第二十八回） （十年） （国庫債券）	二・一％	平成三十四年三月二十七日	五十五億円
（利付） （第二十八回） （十年） （国庫債券）	二・一％	平成三十九年三月二十七日	三十八億円

（別表）

十八 元利金支 利回りとする。
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十二年六月八日

（（利 第三付 三十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第三付 三十年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第三付 十九年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第三付 十五年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年庫 ）債 回）券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 七 %
日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	九平 月成 二五 十 日年	三平 月成 二五 十 日年	日年平 三成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月十 二十五	日年平 九成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十五
五十 三 億 円	億三 百七 十五	三十 五 億 円	六十 二 億 円	七十 一 億 円	百三 十 億 円	五百 億 円	円百 五十一 億	円三 百五十 億	二十 億 円